

# 平成23年度博士後期課程入学試験案内

〔言語情報科学専攻 超域文化科学専攻〕  
〔地域文化研究専攻 国際社会科学専攻〕

この案内書は、平成23年度東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程学生募集要項(言語情報科学専攻・超域文化科学専攻・地域文化研究専攻・国際社会科学専攻)を補足するものである。

## 1. 募集人員について

超域文化科学専攻及び国際社会科学専攻においては、下記のとおり分野別に募集人員を定めており、各分野ごとに入学試験を実施する。

超域文化科学専攻：表象文化論分野 11名、文化人類学分野 7名、比較文学比較文化分野 11名  
国際社会科学専攻：国際関係論分野 12名、相関社会科学分野 11名

## 2. 口述試験等について

- (1)口述試験等は、提出論文並びに志望する専攻分野等について行うが、論文を含む提出書類の審査で、口述試験等を行わずに不合格とすることがある。
- (2)専攻によって口述試験のほかに外国語及び専門分野について学力試験(筆記試験を含む)を行う場合には、1月20日(木)正午に発表するとともに、各自に通知する。
- (3)超域文化科学専攻(文化人類学・比較文学比較文化)及び国際社会科学専攻の口述試験については、日本語で実施する。
- (4)地域文化研究専攻においては、出願資格2号以下の出願者に対し、口述試験のほかに外国語1科目の筆記試験を課す。その科目は、願書の修得外国語欄に記入された外国語と出願者の研究対象を考慮したうえで専攻が決定し、試験日時、試験会場と合わせ、各自に通知する。通常は、口述試験の前日に行われる。

## 3. 入学願書作成に関する注意

- (1)入学願書は、「一般出願者、外国人出願者」用(白色)と「社会人特別選拔出願者」用(青色)に分かれているので、記入する際は充分注意し、どちらか一方を提出すること。
- (2)入学願書は、正・副2枚ある。必ず2枚とも提出すること。
- (3)「受付番号」及び「受験番号」欄以外は、該当する箇所すべてを記入すること。特に裏面の「履歴事項」等の記入を忘れないこと。
- (4)超域文化科学専攻と国際社会科学専攻を志望する者は、前記1. に記載の分野名を志望専攻欄の( )内に必ず記入すること。
- (5)「修得外国語」欄については、修得した語学を理解度の順に記入すること。
- (6)「現在の身分」欄は、「出身大学院等」欄に記載の大学院等に在学中でない者のみ、所属機関、部局等の名称及び身分を記入すること。

- (7)「履歴事項」欄(裏面)は、高等学校卒業から大学院修士課程入学・修了(又は修了見込)まで詳しく記入すること。また、既に修了した者は、大学院修了時から出願時までの履歴を詳しく記入すること。
- (8)「社会人特別選拔出願者」用願書の「社会人活動状況記入欄」は、現在従事している職業等の社会人としての活動を、仕事の内容、雇用形態(常勤・非常勤の別)、1週あたりの労働従事時間等を含めて、具体的にできるだけ詳しく記入すること。
- (9)貼付する写真3枚は、すべて同一のものを使用すること。

#### 4. 論文、論文要旨等の提出書類について

- (1)学生募集要項に記載の出願資格第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号による出願者は、【専攻(分野)別提出書類等一覧】により、指定の書類を提出すること。なお、専攻(分野)により書類の書式が学生募集要項の規程と異なる場合には、【専攻(分野)別提出書類等一覧】の記載を優先することとする。
- (2)論文及び論文要旨は、表紙に本研究科所定の添付票(この冊子に綴じ込んである)を必ず貼付し、その他の提出書類等については、表紙に提出書類等の標題(研究計画書等)、志望専攻(分野)名及び氏名を必ず記載すること。
- (3)郵送については、他の出願書類とは別便で、各自で用意した封筒等に所定の「論文提出用ラベル」を貼付し、必ず「書留速達小包」により郵送すること。

#### 5. その他書類作成に関する注意

- (1)志望する専攻(分野)、修得外国語等の複数の種類に共通して記入する事項については、記入後に相違がないか必ず確認すること。
- (2)出願書類送付用封筒の両面を必ず記入し、出願書類等を封筒裏面に記載してある【出願書類等提出明細】の順に整理して封入すること。
- (3)受験票送付用封筒及び口述試験通知用封筒に、受信場所の住所(日本国内に限る)を記入のうえ、350円分の切手を必ず貼付すること。
- (4)提出書類(各種証明書、論文等)に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓名したことが確認できる証明書を添付すること。

#### 6. 社会人の入学について

言語情報科学専攻出願者で在職のまま大学院に入学しようとする者については、学生募集要項「7. 注意事項」(5)に記載のことの主旨について、下記のとおり補足説明する。

- (1)ア. について  
「大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に活動の重点をおくこと」とする。
- (2)イ. について  
「在職のまま大学院に入学しようとする者は、入学手続きの際に、在学期間中は大学院の学業を尊重する主旨の勤務先の長(任命権者又はそれに準ずる者)による文書を提出すること。」とする。